

平成 21 年度「中国特許法逐条解説作成」に係る委託先の公募について

平成 21 年 8 月 14 日
日本機械輸出組合
通商・投資グループ

1. 本調査企画の目的

2008 年 12 月 27 日、中国では、特許法の第三次改正が公布され、2009 年 10 月 1 日から施行されることとなった。1984 年に制定された特許法は、1992 年に第一次改正、2000 年に第二次改正が行われた。とくに第二次改正は、中国が WTO に加盟するため、また、TRIPS 協定との整合性をはかるために大幅に改正されたものであった。今回の第三次改正は、第二次改正以降の実務の積み重ねを反映したり国際的な整合性を図る等の目的のため、特許権の出願条件・手続、特許権の保護等の様々な点について変更、追加等がなされた。

さらに、中国特許法の施行日（2009 年 10 月 1 日）までに、関連する特許法実施条例、司法解釈等の改正が行われる予定である（なお、これらの草案は既に公表されている）。

上記のように、特許法およびその関連規定が改正されることにより、従前の実務は大きな変更を迫られる。改正の内容を知らずして実務に携わることは無謀なことであることは言うまでもないが、実務を適切に行うためには、日本語で書かれた高品質かつ便利な資料が必要である。

そこで、本企画では、まず、「逐条解説編」として、中国特許法の条文ごとに、関連する特許法実施条例、司法解釈、判決例、学説、実務上の留意点等を整理して記述することにより、読者の実務上の便宜に供することとしたい。

次に、「参考資料編」として、①「中国特許法の第三次改正の要点」として、中国特許法の第三次改正の内容及び改正理由等について解説する。そして、②「中国特許法新旧対照表」として、第三次改正前後の中国特許法を比較した対照表を掲載する。これらは、「逐条解説編」とは別の観点から中国特許法の第三次改正について調べたいという読者の便宜に資することを目的とするものである。

2. 調査研究内容

(1) 委託内容

- ① 下記(2)調査研究項目に基づき調査研究報告書案を作成し、当組合知的財産権問題専門委員会において報告を行い、同委員会の審議を受ける。
- ② 調査研究結果を報告書に取り纏め、期限内(平成 22 年 2 月 10 日)に日本機械輸出組合に提出する。

(2) 主な調査項目

I 逐条解説編

II 参考資料編

- ① 中国特許法の第三次改正の要点
- ② 中国特許法新旧対照表

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 315 万円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 22 年 2 月 10 日まで
- ・ 提出物 : 報告書 1 部、関係資料 1 部 (基本的に電子データで提供)

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 日本の弁護士資格を有し、知的財産権訴訟について豊富な経験を有すること
- ・ 中国の特許法はじめ関連法規に精通し、中国の知的財産訴訟について豊富な経験を有すること
- ・ 中国の駐在経験を有すること
- ・ 中国語(原文)の特許法はじめ関連法規を日本語に正確に翻訳できること
- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 21 年 8 月 14 日～8 月 24 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 21 年 9 月 25 日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:通商・投資グループ 江川育美

Eメール: egawa@jmcti.or.jp

TEL: 03-3431-9348

FAX: 03-3436-6455

以上